宮城労働基準協会
会員のみなさまへ

小規模事業場向け
ストレスチェックサービス開始

JISHA Japan Industrial Safety & Health Association 中災防

ストレスチェックとは

ストレスチェックとは、自身のストレス状況を知るための簡単な検査です。
労働安全衛生法において１年に１回の実施が義務づけられています。
50人未満の事業場においてはこれまで努力義務でしたが、令和7年（2025年）の改正により、令和10年（2028年）4月1日から実施が義務化されました。
令和8年（2026年） 6月より、実施者を選任できない50人未満の事業場向けに中災防が実施者・実施事務従事者を請負うサービスを新たに提供いたします！

小規模事業場向けメニュー New

1. ご利用できる事業場
   中災防に実施者を依頼される労働者数50人未満の事業場

2. ご提供サービス（職業性ストレス簡易調査票57項目・紙受検）
   - 個人リポート：ストレスチェック結果
   - 集団分析：対象者全体の健康リスクの評価（仕事のストレス判定図）
     ※集団分析は有効回答者数10人以上に限ります。
     ※「ストレスチェック結果の保存」は中災防が5年間行います。
     ※「高ストレス者に対する医師の面接指導」については契約等を行っている医師や最寄りの地域産業保健センターへ依頼してください。

3. 利用料金
   一律35,000円（税抜）
   多言語版はオプションで対応可（別料金）
   ※多言語…英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語

▼ お申込み先 ▼

特典

特別割引価格でストレスチェックの申込み可能！

申込方法は簡単！

申込書（下部）その他連絡事項に
「宮城労働基準協会」と記入するだけ！

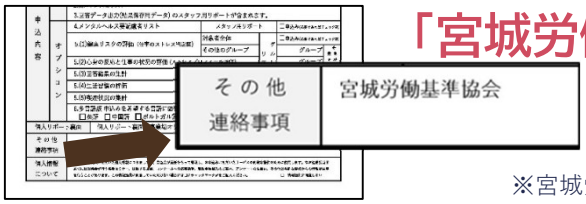

※宮城労働基準協会の会員でない事業場の場合は、通常料金の適用となります。

通常メニュー

実施者がいる事業場向けに選べる3種類2方法のストレスチェックをご提供しております！
全国平均や業種平均と比較できる集団分析など様々なオプションをご用意しております！

標準版57項目 紙受検 Web受検	80項目版 紙受検 Web受検	総合版90項目 紙受検 Web受検
標準的なストレスチェック	ポジティブメンタルヘルス、組織資源の向上に	ストレスチェックと生活習慣を一緒にチェック
法定のストレスチェックで用いる調査票として、厚生労働省が推奨している「職業性ストレス簡易調査票」57項目。多言語対応。	標準版57項目に加え、仕事の負担、仕事の資源、ワーク・エンゲイジメント等に関する23項目を追加した「新職業性ストレス簡易調査票短縮版」。多言語対応。	標準版57項目に加え、食生活、運動、飲酒、喫煙、口腔保健、生活リズム、VDT作業等に関する33項目を追加した全90項目。

※ 多言語…英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、ポルトガル語。（別料金）

料金等の詳細はお問い合わせください！資料請求はコチラ▼

中災防ＨＰから
資料請求

https://www.jisha.or.jp/stress-check/index.html

中災防　ストレスチェックサービス　検索

▶

中災防より

資料を掲載した
お客様専用ページを
メールにてご案内

▶

- お客様専用ページで料金シミュレーション可能！
- 無料でお見積りします！
- スケジュールやお困りごとも無料で相談可能！（無料相談会）

ストレスチェックご利用フローチャート

貴事業場の労働者数は何人ですか？

50人未満 → ストレスチェックの実施者を定めていますか？

- No → 中災防が実施者を請負う「小規模事業場メニュー」をご利用下さい。
- Yes → 「通常メニュー」「小規模事業場メニュー」のいずれも利用できます。

50人以上 → 「通常メニュー」をご利用下さい。

実施者は人事権のない医師、保健師、または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師の中から選任する必要があります。
ストレスチェック実施者養成研修は中災防でも開催しております！

詳細はコチラ▶

▼▼▼お申込み・問合せ先▼▼▼

中央労働災害防止協会　健康快適推進部　ストレスチェック事業課
TEL 03-3452-6403　E-mail has-thp@jisha.or.jp　中災防　ストレスチェックサービス　検索

必ず「宮城労働基準協会からの紹介」とお伝えください。